

# PHD グループ人権方針

## 1. PHD グループが人権を尊重する背景

当社グループは、「人とテクノロジーを融合してお客様の課題を解決する」という使命のもと事業活動を通じてステークホルダーの皆様とともに成長することで社会基盤を支え、持続可能な社会の実現に貢献します。当社グループは、人権を尊重することを事業継続のための必須要素と位置付け、継続的に取り組めます。

## 2. 適用範囲

本方針は、当社グループのすべての役職員に適用されます。また、顧客や取引先等をはじめとする役員以外のステークホルダーの皆様にも本方針への理解及び支持いただくことを期待します。

## 3. 国際的に認められた人権の尊重

当社グループは、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の国際的に認められた人権を支持・尊重します。

## 4. 人権の尊重と法令遵守の関係

当社グループは、事業活動を行う各国の法令や規制を遵守します。ただし、ある国の法令や規制によって、国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合、適用される現地の法律や規制の範囲内で人権を可能な限り尊重する方法を追求します。

## 5. 人権課題への対応

当社グループは、以下のとおり人権課題への対応を通じて、当社グループで働く一人一人が自由、公平、安全そして多様な価値観を尊重し、お互いを認め合い、自由に意見を言い合える職場環境づくりを推進します。

### ① 差別の禁止

当社グループは、企業活動において、人種や国籍、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、社会的身分、婚姻関係、信条、宗教、障がい、身体的特徴そして健康状態などを理由とした差別や人権侵害を禁止します。

### ② ハラスメントの禁止

当社グループは、人間の尊厳を傷つけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント行為を禁止します。

### ③ 強制労働・児童労働の禁止

当社グループは、強制労働や児童労働を禁止します。また、人身売買を含むいかなる形態の現代奴隷も容認しません。

④ 結社の自由と団体交渉権の尊重

当社グループは、結社の自由と団体交渉の権利を尊重します。

## 6. 人権デューデリジェンス及び救済措置

当社グループは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、自らの事業活動が人権尊重に反する事象を引き起こし、又は助長したことが明らかになった場合、その是正・救済に取り組みます。

制定：2024年11月19日